

議案第 6 8 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，
別紙のとおり指定管理者を指定することについて，市議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
三次市いにしへの里	広島県三次市十日市東二丁目3番8号 株式会社C－P L A N T S 代表取締役 渡部 彰	三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和6年三次市条例第 号）の施行の日から令和9年3月31日まで
三次市尾関山公園	広島県三次市十日市東二丁目3番8号 株式会社C－P L A N T S 代表取締役 渡部 彰	三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和6年三次市条例第 号）の施行の日から令和9年3月31日まで
三次市若宮公園	広島県三次市十日市東二丁目3番8号 株式会社C－P L A N T S 代表取締役 渡部 彰	三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和6年三次市条例第 号）の施行の日から令和9年3月31日まで
三次市寺戸親水公園	広島県三次市十日市東二丁目3番8号 株式会社C－P L A N T S 代表取締役 渡部 彰	三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和6年三次市条例第 号）の施行の日から令和9年3月31日まで
三次市出会いの広場	広島県三次市十日市東二丁目3番8号 株式会社C－P L A N T S 代表取締役 渡部 彰	三次市いにしへの里設置及び管理条例及び三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和6年三次市条例第 号）の施行の日から令和9年3月

		3 1 日 まで
三次市天神広場	広島県三次市十日市東二丁目 3 番 8 号 株式会社 C - P L A N T S 代表取締役 渡部 彰	三次市いにしへの里 設置及び管理条例及 び三次市都市公園設 置及び管理条例の一 部を改正する条例 （令和 6 年三次市条 例第 号）の施行の 日から令和 9 年 3 月 3 1 日 まで